平成２５年（フ）第６０５号
熊本市中央区船場町２丁目42番地　ライオンズマンション熊本中央410、前住所熊本市北区龍田陳内４丁目５番27号　ベルテック龍田Ｂ棟101号室
債務者　須子　文代
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第６１５号
熊本市南区良町３丁目10番11号
債務者　濵村いずみ（旧姓中本）
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１０９号
宮崎県延岡市北浦町宮野浦593番地２
債務者　松下　明徳
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第４６９号
千葉県鎌ケ谷市南鎌ケ谷４丁目７番39―203号
債務者　原　　賢一
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第４７６号
千葉県松戸市古ケ崎４丁目3456番地の２　シティハイム古ケ崎Ａ―102号
債務者　久下　法子
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第４８２号
千葉県柏市今谷上町45番地10　上野ハイツ205号
債務者　高山あゆみ
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第４９２号
千葉県鎌ケ谷市東中沢２丁目21番２―105号
債務者　神　美穂子
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第４９４号
千葉県松戸市上矢切1757番地
債務者　小倉三保子
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第５０７号
千葉県松戸市西馬橋４丁目185番地　ハイツイシザキⅡ―102号
債務者　阪本　弘毅
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第５１０号
千葉県松戸市常盤平７丁目17番地　常盤平公団住宅２街区27棟306号
債務者　石川　桂二
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第５２６号
千葉県柏市松ケ崎729番地６　コーポ森内101号
債務者　市村　　誠
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第５２９号
千葉県柏市豊町２丁目３番９号
債務者　小林　準史
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第６７号
石川県加賀市山代温泉桜町２丁目51番地
債務者　カクテルバースイングこと　東　　光博
1　決定年月日時　平成25年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで　金沢地方裁判所小松支部

平成２５年（フ）第３２７号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番31―1258号
債務者　藤原　美恵
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第４８０号
兵庫県尼崎市建家町24番地の１　キューブ建家607、前住所兵庫県尼崎市西本町２丁目30番地　グランドハイツ旭304号
債務者　村野　伸明
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第５０５号
兵庫県尼崎市戸ノ内町６丁目３番１―805号
債務者　三幸サービスこと　三隅　正也
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第５３６号
兵庫県尼崎市久々知２丁目17番１―103号
債務者　川上　和美
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係